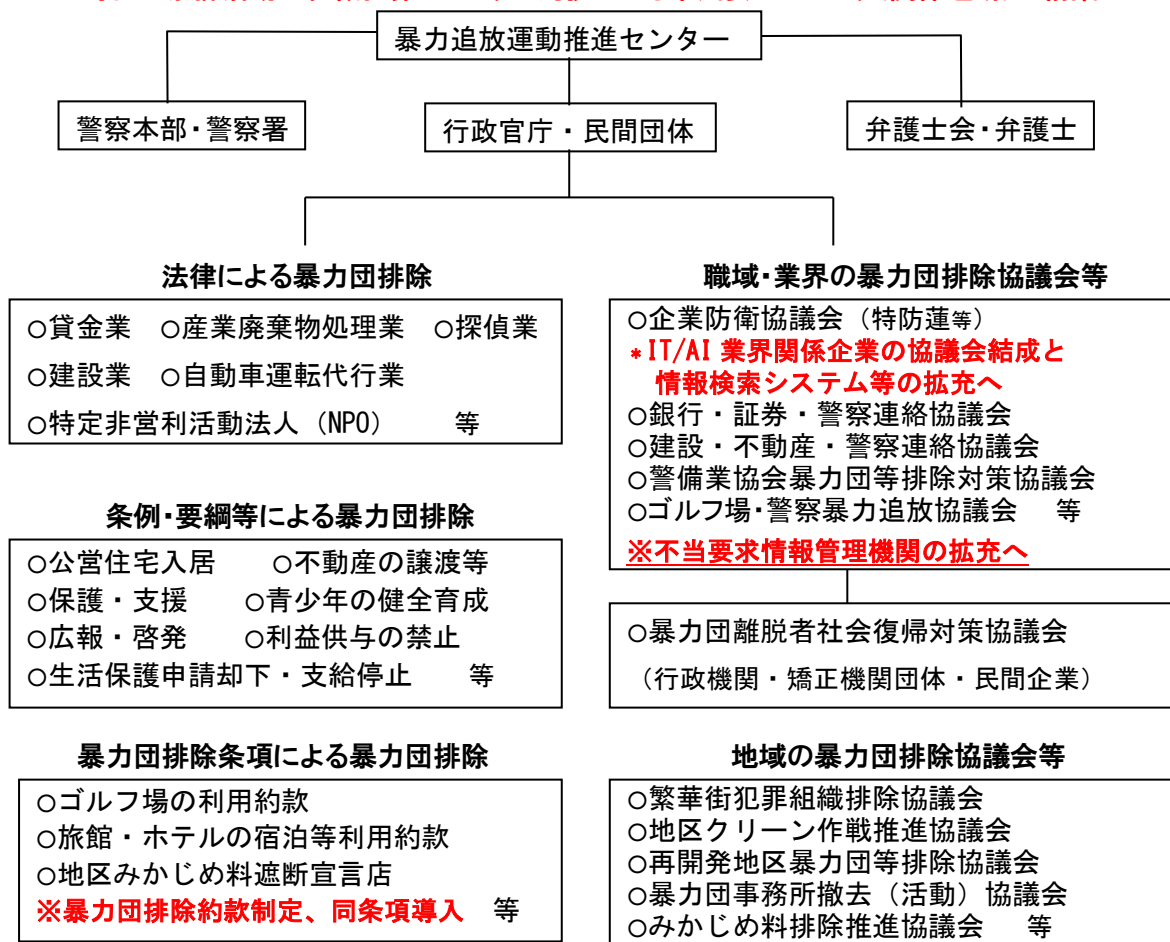


社会 vs 暴力団・反社会的勢力排除の取組

AI 時代の暴排活動…組織犯罪インフラに対抗できる市民安全インフラ(関係遮断)の構築



注1 「平成 19 年警察白書」の警告

暴力団の資金獲得活動は、我が国の**経済社会活動の根本を浸蝕しかねない病理**…
…放置すれば、我が国経済活動の健全性を損ない、いずれは我が国全体の利益が侵奪される
ことになりかねない

注2 「政府指針」(平成 19 年 6 月制定)～抜粋

「反社会的勢力による被害を防止するための基本原則」

- i 組織としての対応 ii 外部専門機関との連携 **iii 取引を含めた一切の関係遮断**
iv 有事における民事と刑事の法的対応 v 裏取引や資金提供の禁止

「平素からの対応」

- i 契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入する**
ii 外部専門機関の連絡先や担当者を確認し、平素から担当者同士で意思疎通を行い、
緊密な連携関係を構築する
iii 暴力追放運動推進センター・企業防衛協議会・各種暴力団排除協議会が地域や職域で
行う暴力団排除活動に参加する

注3 暴力団排除条例…**義務と制裁**(平成 23 年 10 月までに全都道府県において施行される)

「契約締結時における身分確認義務」…暴力団関係者でないことを確認する

「暴力団排除条項の導入義務」…暴力団関係者の無催告解除、関連契約の解除等特約